

Title	救貧法調査委員会報告と失業問題
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.1 (1910. 7) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌 第四卷 第壹號

論 說

救貧法調査委員會報告と失業問題

堀 江 歸 一

昨年二月公表せられたる救貧法調査委員會報告(Report of the Royal Commission on the poor Laws and Relief of Distress. cd.4499)を一瞥するに、多數委員と少數委員との間に意見の分裂を來し、一方は現行の救貧法を基礎とし、其一部殊に行政に改正を加ふると共に、三四の救濟的計畫を實行せんとするに對し、他方は全然救貧法の打破を主張し、所謂労働市場の公共的組織に基く種々の計畫を施して、以て社會改良の實を擧げんとす。多數委員は委員長ジョーダ・ハミルトン卿の外委員十三名中にグラ

救貧法調査委員會報告と失業問題

スゴト大學のスマート教授、バーナード、ボサンケイ夫人、オクタヴキア、ヒル女史、
I. エス、ロツホー氏あり、より成り、少數委員はラッセルウエーキフギルド、チャンド
ラー、ジョーテランスバリー、シドニーウエップ夫人等より成り、互に各自の意見を
主張して降らざるの觀あり。然も貧民に對する公共救助を必要とする一原因た
る失業問題に就ては、兩派委員の意見大體に於て相一致し、從來の失業者救濟機關
を以て不満足なりと認め、勞働取引所の設立を始めとして、二三の計畫を推獎した
り。若しも強て兩派報告の相違する所を求めんか、多數委員は千八百三十四年以
來英國産業社會に起れる變動を觀察し、今日の社會に於ける特色を擧げて失業問
題の發生することの偶然に非ざるを明にしたるに反し、少數委員は失業者の種類
を分ちて各種失業者の發生する事情を論じ、前者は事の大體に着目し、後者は事の
細目を捕捉したるの一事にして、隨て兩派報告を通讀せんか、失業問題に就て得る
所少なからず。余は本論に於て兩派意見の大要を紹介し、聊か之に評論を下さん
とす。

二

千八百三十四年救貧法調査委員會が報告を發表したるに續いて、政府は委員會提
案の趣意に基きて、救貧法に改正を施したり。而して此法律が現行救貧法の骨子
を成すことは、既に世人の知る所なり。然も千八百三十四年より今日に至る間英
國の經濟社會は如何なる變遷を爲したるか。此點に就て第一に擧ぐ可きは、物質
上の進歩にして、人口の増加に加ふるに、更に富の増加を以てし、千八百三十四年の
當時既に萌芽を發したる工場工業の制度は、各種機械の發明、應用交通機關の開通
と共に益々發達したる一方に、農業は次第に衰微の運に向ひ、農業に従事せる人民
の數は著しく減少したり。從來使傭者と被傭者との間には、家長的關係の見る可き
ものありたるが、斯る局面の一新と共に、自然に打破せられ、千八百七十年の教育法
は幼年勞働者の就役を制限したる爲めに、家族全體の所得に減額を來して、勞働者
の生活状態に影響を及ぼしたり。而して千八百七十五年前後米國より低廉なる
運賃を以て、農産物の輸入せらるゝもの漸く盛なるに至り、農業は益々衰頽し、地方
の農業を去りて、都會の工業に就かんとする勞働者の數は日に増加し、農業地は一
變して、牧畜地と爲り、隨て多數の人民を養ふに堪へず、千八百九十一年と千九百一

4 年とを比較し農業労働者に二割の減少を來したり。唯近年に至り地方農民減少の向は聊か沮止せられたるの觀あり。」救貧法調査委員會も亦此點を認めて左の如く述べたり。

労働に對する需要と供給とは漸く均衡を持し、一方に農業地は牧畜地に變じ、牛酪製造花卉栽培の諸業起れるを以て、漸く地方人民減退の勢を防遏し、事物の平正に就くを見たり。耕地は今や耕作を廢せず、労働者の數は最近の國勢調査當時に於て、減少を許さざる最少限度に達したり。(Report. vol. I. P. 394)

賃銀に關しては、委員會は、商務院覺書(The Board of Trade Memorandum)に據り、三十年間各種事業に於ける記録に徴し、又千八百八十六年の賃銀調査に基く統計に據れば、各種の産業を通じ、商業順環期に依る變動を除き、大體に於て賃銀は上進の方嚮に向ひ、而して單に表面上に於て上進するのみならず、卸賣並に小賣物價の低落に基き、實質上に於て、賃銀の上進したる割合少しとせず。但し物價の低落は賃銀に對する正當の割合を以て、總ての労働者を利益したりと見る可からず。例へば借家料並に燃料の如き生活上に必要な綱目は稍や増加したるを以て、此點に於て一

般物價の下落より生ずる利益を相殺したり。然も最下層の社會に居る者は家屋燃料以外の物品の價下落したる爲めに、一般に利益し、然も此利益は確實なるを見る可し」と論斷したり。(Report. vol. I. P. 396-7)唯茲に一の注意を要するは、賃銀に就て正確なる報告を得るは、組織ある産業に従事する労働者殊に熟練労働者の賃銀のみにして、不熟練労働者又は臨時労働者に至ては、時に前者より多額の賃銀を得ることありとするも、一週又は一年に通算するとき、其間に著しき進歩を呈せざることは是れなり。

斯る有形上の進歩より轉じて、産業組織に於ける變遷に就て考ふるに、近年種々喜ぶ可き事實あり。其一として第一に擧ぐ可きは職工組合の勃興なり。蓋し職工組合のものたる、産業革命に次で、機械の應用、工場制度の發芽に伴ひ、漸々發達の緒に就かんとしたるに、千七百九十九年の聯合禁止法が其商業を束縛するの故を以て、之を不法のものとしたる結果一頓挫を招き、次で千八百二十四年此法律の廢止せらるゝを機とし、此時より千八百三十四年救貧法調査委員會の報告發表まで、頻に職工組合の組織を告げ、爾來漸を追ふて發達し、殊に千八百七十一年の委員會

6
が一般に職工組合に對して有利なる意見を報告し續ひて同年の職工組合法が職工組合を合法のものとし、其成立規約の施行に種々の便宜を與へたる一方に、實際の方面に於ては、瓦斯事業の労働者が八時間労働の要求に於て、倫敦の船渠人夫が同盟罷工に於て共に成功を博したる事實に刺戟せられて、職工組合の組織益々盛に行はれ千八百九十六年組合數千三百九組合員數百五十萬の多きを算するに至れり。而して其後小規模の組合の合併したる結果千九百六年に於ける組合數は千百六十一に減じられたれども、組合員の數は却て二百萬を超過したり。斯く職工組合は近年著しき發達を遂げたるが、然らば其失業者に對して爲す所如何と云ふに、敢て多しと云ふ能はず。通例職工組合が失業者を保護する手段は失業の際に惠與金 (unemployed Benefit) を支給し、職業搜索に必要な扶助金並に退職金を與ふる等に外ならざれども、其金額は全體の惠與金の六分一内外に止まれり。然る近年斯る惠與金を支給する職工組合に特に顯著なる發達を告げたるは、最も注目を値する事實にして、隨て多數委員は此點に就て左の如く論斷したり。

職工組合が今日失業者問題を解決する最も有効なる機關なりと云ふ所説に對

しては、確實の根據あるを認む。多くの點に於て職工組合は他の爲し能はざる失業惠與金の取扱に當る。蓋し組合に於ては、各組合一身上の事情は直に組合役員並に組合員の知悉する所と爲るのみならず、組合は多くの目的に供用せらるゝ、資金を單獨に保管する結果、失業者が職業を得れば、直に之を失業者名簿より削除し、又失業者が就業したることを知るに遺漏なきを期す可し。隨て或る組合に於ては職業を見出したる者には、賞金を與へ、職業あるに之に就かざりし者には罰金を課す。又組合の組織連絡完全ならんか、使傭者は自己の使傭せんとする職工に就て、組合に求め來る可きなり。(Report. vol. I. P. 401.)

7
斯く職工組合は著しく發達したるが、一方に職工組合は他の社會に對して、職工の團結を標榜したるものに外ならざるを以て、從來の家長的關係を打破して、現金關係を實現せしむるに至るのみならず、一方に使傭者の團結を鞏固ならしめたり、思ふに使傭者の團結たる議院並に職工組合が之に種々の束縛義務を負はしむる爲めに、之に對抗するの必要より、或は物價を低落せしめて、市場を擴張するの必要より生じたるものなる可しと雖も、其結果に至ては、労働者を節約するの點に於て、

8

失業問題と關係する所深きものあるは論を俟たざるなり。

尙ほ失業問題の見地より、今日の産業社會に於て注目を値するは工場法と教育との二點なり。是等二點に關して、多數委員の説く所左の如し。

工場法に於ける各種制限の目的は弱年者並に弱者の過勞又は有害なる狀況に依て健康に傷害を蒙るを保護するの一事に存すと雖も、是等の制限たる婦人未成年者並に兒童に適用せらるゝと共に、成年者の勞働にも亦適用せらる。而して近年是等勞働者の使傭者は使傭者責任法、職工賠償法の束縛を蒙り、隨て千八百三十四年當時夢想せられたるよりも、今日使傭者の盡す可き責任は重きを加ふるに至れり。(Report. vol. I. p. 411.)

普通教育が勞働者をして有効多方面の生産器具たらしめたる効果に就ては疑なしと雖も、此外に教育は人の希望を大にし、野心を盛にし、彼等をして自己の父祖が生活したると同一の狀況に於て生活するを以て、満足せしむる能はず、知識を得るに隨て、如何なる狀況の下に於て自己の生活しつゝあるやを知る。祖父は失業に際して、其結果を知るに止まれりと雖も、孫は其原因を知り、進んで救濟

策を講せんとす。不満足の多きに至るも亦偶然ならず。(Report. vol. I. p. 413.)

以上各種の項目を捉へ、千八百三十四年の救貧法調査委員會報告發表以來英國産業社會に於ける進歩の狀況を述べたり。農業の一部を除き、此期間機械の發明應用に於て、賃銀の高に於て、購買力に於て、進歩したるのみならず、勞働者間に於ける組織相互の扶助、法律上の保護、教育の發達、理想の向上に於て、共に見る可きもの少なしとせず。斯る多方面の進歩發達を遂げたる以上は、健全者が無職の結果窮乏に陥るが如き事實は決して發生せざる可き道理にして、現に千八百三十四年の救貧法委員會の一委員の如きは、單に鐵道建設の一事を捉へ、此點のみより云ふも遠からず總ての無職勞働者が職業に就くことを豫想し得べしと斷言したることあり。然も事實は不幸にして斯く簡單なるを得ず。固より最近八十年間に於て健全者の救貧法の下に於ける受救者たる數は次第に減少し、千八百三十四年の委員會が最も憂慮したる弊害は地方に於て其跡を絶つを得たりと雖も、一方に人口全體に對する受救者の減少は地方に於けるよりも、都會に於て其割合少なし。而して諸種の進歩改良の行はれたるは都會なるに、其都會に於て受救者減少の割合

10 少なしとすれば、如何なる判断を下すを得べきか。例へば倫敦に於ては千八百九十五年と千九百五年とを比較し、受救者は千人に付き二、六の割合を以て増加したり。千八百三十四年には救貧法以外に健全者を救助する何等機關を存せず、然も救貧法は頗る寛大に救助を與へたるに反し、今日は救貧法に於ける救助極めて嚴重なるに加ふるに、救貧法以外の機關に於て盛に健全者に救助を與ふるの事實を考ふるときは、救貧法改正の議論の發生するも亦異とせざるなり。

茲に於てか、多數委員は、吾人にして今原因を探究せんか、最近三十年間に於ける社會一般の發達には必ず或る不満足なる發達の伴へること明にして、殊に大なる産業上の中心地就中倫敦に於て其弊を見る可しと斷定したり。(Report. vol. I. P. 459.)

三

7 近代の經濟社會に於ける工業労働者の特質如何。又此特質は當面の問題たる労働者の失業と如何なる關係を有するや。是等二問題を論述する以前に、我輩は委員會報告が偶時的失業の原因として一般に稱せらるゝ商業季節(Trade Cycles)の現象に就て如何なる意見を述べたるやを研究せんとなす。

十八世紀の後半年來一國の産業は必ず季節的變動を蒙り、或る年數一般に十年の間、に於て、商業上の活動に高低の差を生ずるものなること一般に唱導せられ、ジエヴォンス、ミル、バチオットの諸氏は何れも此理論を支持したり。即ちミルは使備不足、物價下落、金利低落、貧困増加の三年間に次で、次の三年間は商況恢復して、健全なる狀況に進み、次の四年間商業の活躍に續いて、投機熱の勃興、破裂と爲ることを論じ、ジエヴォンスはハーシエルの所説に據り、十年四五を一期として、太陽黒點の最大限に達することを根柢として、商業季節を説き、バチオットは更に一步を進め、商業の季節は收穫の金融市場に及ぼす影響に依て定まることがを明にしたるは、世人の既に知る所なり。斯る所説は本論の深く關係する所に非ず。假に是等所説を正しきものとし、之に依て世人が商業季節到來の時期を正確に豫知するを得るとすれば、使備者は自ら之に備へ、又之に依て利益するを得べしと雖も、労働者に至ては何等酬ゆるものあるを見ず。唯労働者が之に備ふるの道は保險の一事なりと雖も、不熟練労働者の如きは、假令ひ職工組合に屬するも、尙ほ之を行ふ能はざる可し。斯る商業上の循環的季節に依て多數の労働者に失業の苦痛を嘗めしめ、

私人の慈善又は救貧法の救助に依頼するの已むを得ざるに至らしむるは、決して事の宜しきを得たるものに非ざるを以て、政府は其の救済策として先年失業者法 (unemployed Workmen Act) なるものを制定したれども、固より之を以て根本より失業問題を解決したりと云ふ能はず、此問題には更に深き意味の存することを忘る可からざるなり。

今救貧法調査委員會の報告を見るに、委員會は各方面の陳述に據り又特別委員の報告に基き、失業問題には循環季節以外更に關係の重大なるものあることを認め、今日の狀態に於ては、商業上の景氣の盛衰如何に拘はらず、又労働者の品質或は賃銀の多寡等に拘はらず、常に多數の失業者ありて、職業の不足を訴へ、隨て國民的生活の各方面に有害なる影響を及ぼすことを論じたり。報告第一卷第六部第一章第十五節以下多數委員が此問題に就て述ぶる所を窺ふに、委員が第一に失業を生ずる原因として重きを置くは、特殊技術の發達 (Growth of Specialization) と之に伴ふ機械の使用とに在り。即ち曰く

委員會が得たる答申に據れば、近代産業に於ける熟練は過去に於ける労働の熟

練と全然趣を異にす。或る者は曰く、最近二十年間機械の一般的使用に加ふるに、其使用に特殊の性質を帯び來れる爲めに、生産上に於ける課程は著しく面目を改めたり。少數者に對しては高尚なる知識を必要とし、特殊の機械運轉者に對する需要も亦大なりと雖も、斯る需要に適應せざる輩は、從來の事業を棄て、賃銀の低廉なる事業に甘んぜざるを得ず。然る前者は少數にして、後者は多數なることを記憶せざる可からず。

且つ斯の如く機械工業が特殊の熟練を必要とする一方に、斯る特殊の熟練を必要とせざる方面の労働は何人にも之に當るに難からざるが故に、勢ひ兒童並に婦女の労働に就く者の數を増加し、此點より機械の改廢、商業の盛衰其他の事情に依て、一度び使傭を失ひたる労働者をして再度の就職を困難ならしむるのみならず、賃銀の全體に低落を惹起すことを免かれず。殊に今日の産業組織に於て最も注目すべきは兒童労働なるが、之に對する兩派委員の所説は期せずして一致したり。即ち多數委員は、委員會に於ける陳述並に特別委員の調査は共に兒童労働に重きを置きたるが、此事たる、失業問題と關係する所甚だ深し。斯く兒童労働の盛

14 なるときは、今日現に労働の効驗を失ひつゝある成年労働者に職業を見出す事の代りに、更に將來に至て大なる失業問題を惹起する原因を成さざるを得ずと云ひ、(Report. vol. I. P. 418.) 少数委員も亦吾人は常に失業者の地位が幾萬の児童労働者に奪はるゝを見る。而して児童労働者は、少時労働に従事し、適當なる事業上の修養を缺くを以て、他日失業者の地位に陥るは當然にして、此事たる、委員會が大に憂慮する所なり。思ふに國民は失業者殊に就職の道を得ざる者又は就職不適者が前途に光明あり、又有望なる青年の爲に苦しめられ、然も此青年に對して何等訓練上の注意を施さざるの事實を閑却するものに非ざる可しと云へり。(Report. vol. III. P. 619.)

児童労働の爲めに成年労働者が如何なる影響を蒙るや。成年労働者にして救貧法の救助を受け、又は窮乏委員會の救助を受けんとする者多きは、確に児童労働の競争を受くるの結果に非ざるか。之を全國に就て見るに、窮乏委員會に救助を求むる者の一割五分は年齢二十五歳以下にして、三十歳以下のものは其三分の一を占め、グラスゴウに於ては、二十五歳以下の者は其の二割五分に當れり。工場に於ける児童前に未成年者の労働に就ては、法律上に嚴重なる規定を存すと雖も、工場

15 以外に於ける児童労働は日に其の多きを加ふるものゝ如し。今日児童が多数の産業に就く状況を見るに、大都會に於ては、両親の不注意、私慾に依り、又は児童自身の無智にして前途を顧慮せざるの結果、十四歳にして小學校を去るや、直ちに職業に就き、然も一意賃銀を得るに急なる、徒弟として低廉なる賃銀を得るを以て満足せず、往々にして前途の望少なき事業に投ずるを常とし、現に児童の七割乃至八割は不熟練なる職業に就くと云ふ。隨て其の後熟練を要する事業の徒弟と爲り、又此種の事業に就くとするも、其時までの期間は徒消せらるゝものにして、學校に居りたる當時訓練の稍や嚴なりしに反して、放縱の生活を爲すに、於ては、自然粗雑なる労働に就くの外に道なきに至るも亦怪むに足らざるなり。殊に倫敦の如き大都會に於ては、使丁、牛乳配達、新聞賣子、擔荷夫等児童の就く可き職業多しと雖も、斯る職業に従ひたればとて、其間に得る訓練は何等の用を爲すものに非ざるのみか、却て従業中に健康を害し、又道徳上にも面白からざる結果を生せざるを得ず。現に窃盜拐帶等の犯人にして、曾て途上の労働に従事したる者多きが如き、此の憂を實現するものと云ふ可し。

16

此の問題たる、敢て工場労働と關係を有せざるが如くなれども、然も兒童が訓練を經ずして、上記の職業に就き、成長の後まで一身に何等の素養を得ざるは、即ち他日に至て失業問題を惹起する素因を成すものと云はざる可からず。又工業に就くも、兒童の時代にのみ適する種類の事業にのみ従事し、成長の後に失業の已むを得ざるに至るものあり。更に一言を要するは、近時郵便局其他の官署に於て兒童を使役する者甚だ多く、年々増加の傾ありと雖も、成長後何等の素養なき労働者を作るの一原因と爲るものにして、失業問題に處する際には、政府に於て先づ斯る兒童労働の害用を避くるの必要あること是れなり。

兒童労働と相並んで失業問題に關係あるは婦人労働なり。固より婦人労働の行はるゝが爲めに、盡く男子の労働を減ずるものに非ず、男子は比較的困難なる事業に就きて、容易なる事業を婦人に譲り、労働に特殊的性質を有するに至らしむるの事實は之を認めざる可からずと雖も、婦人労働に於て最も甚しき弊害は二種の事業より發生す。第一は夫又は父の失業中、其妻たり、娘たる者は當初より永久就業の意なく、唯一時を凌ぐ爲めに、不法なる低率の賃銀にて労働に就かんとし、然も多少

の收入あるや、夫又は父をして自ら之に依頼するの傾を生せしむ。第二兒童を有する寡婦が兒童養育の任を負ひながら、労働に就かんとし、然も一方に斯る任ある爲め普通定時間の労働を爲す能はず、不法なる賃銀にて不規則の労働に當らんとするが如き、婦人労働の爲めに賃銀に異常の低落を來し一般社會に不良の影響を及ぼす原因と爲るものなり。(次號完結)

(執筆者英京倫敦滞在中の爲め校正の責全く校正係にあり)

17